

02 総合計画・ 国土利用計画

第7次多治見市総合計画基本構想（抜粋）

1. [計画の目的・役割](#)
2. [第7次総合計画の見直しにあたって](#)
3. [20年30年先を見据えた長期ビジョン](#)
4. [第7次総合計画（後期計画）で取り組むまちづくりの基本方針](#)
5. [「次世代に引き継ぐ多治見らしさ」に取り組むことによる人口目標](#)
6. [計画の体系と行政運営方針](#)

国土利用計画（第3次多治見市計画（改訂版））要約

- 第1. [市土の利用に関する基本構想](#)
- 第2. [市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別概要](#)
- 第3. [第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要](#)

第7次多治見市総合計画基本構想（抜粋）

（令和元年12月20日議決）

1. 計画の目的・役割

総合計画は、多治見市市政基本条例に基づき、市政を総合的かつ計画的に運営するために策定します。本市は、この計画に従い、計画的で健全な財政運営を行うとともに、効率的で合理的な予算執行をします。

この計画は、本市の政策を定める最上位の計画であり、目指すまちの将来像を定める「基本構想」、目的を達成するための手段を示す「基本計画」、その手段の具体的な進め方を示す「実行計画」で構成されます。このうち、「基本構想」と「基本計画」は議会の議決を経て策定されます。

第7次総合計画（後期計画）の策定にあたっては、市民による策定委員会をはじめ、様々な市民参加の機会を設けました。この計画を市民と議会と行政が共有し、共に実行することで、目指すまちの将来像を実現します。

2. 第7次総合計画の見直しにあたって

内閣府の推計によると、我が国の人口は、令和35（2053）年に1億人を下回る見込みとなっており、本格的な人口減少社会を迎えます。岐阜県の人口は、平成30（2018）年に200万人を下回りました。本市が平成30（2018）年に行った将来人口推計によると、本市の人口は、令和10（2028）年には10万人を下回る見込みとなっており、このまま減少が続くと従来のような市政運営が困難となります。

国連では、2015年に「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、2030年に向けて、持続可能な経済、社会、環境の統合的向上の実現を目指した取組を推進しています。我が国においても、平成29（2017）年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針」で、自治体におけるこの目標の達成に向けた取組の推進が盛り込まれました。

国では、IoTやAI（人工知能）などを駆使し、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな社会（Society 5.0）の実現を目指しています。

このような時代の流れを踏まえ、本市は今後も持続可能なまちになるため、公共施設適正配置計画に基づき、公共施設の必要な機能を維持しつつ、将来の人口や財政規模に見合った数や規模に減らしていくことが避けられない状況です。企業誘致など新たな収入確保を図りつつ、人口減少対策や地域力の向上を推進していく必要があることから、次の視点で前期計画を見直します。

【第7次総合計画見直し方針】

- ① 第7次総合計画における最大の課題である人口減少対策（特に郊外団地の空洞化対策）を加速させるため、移住定住推進施策及び子育て・教育施策の充実を図ります。
- ② 高齢化、防災、交通などの地域課題へ対応するため、地域力の向上を支援します。
- ③ 人口減少及びそれに伴う収入減が見込まれる中、公共施設適正配置計画を着実に推進するとともに、財政の健全化維持のため、企業誘致など税収増や新たな収入確保につながる政策・施策を選択します。

3. 20年30年先を見据えた長期ビジョン

～次世代に引き継ぐ「多治見らしさ」～

まちの中央部に土岐川が流れ、四方を山々に囲まれた豊かな自然環境に恵まれている本市は、こ

れまでの総合計画によって、都市機能を 10 万都市にふさわしいレベルに向上させてきました。教育・医療環境の充実についても積極的に取り組んできました。こうした取組の結果、生活利便性と自然環境が調和した住環境が形成されました。また、1,300 年余の歴史を誇る美濃焼と、それによって醸成された文化は、世界に誇れる市民の財産となっています。今後、ますます高度情報化が進み、外国人の増加によりグローバル化が進みます。多文化共生の推進など社会潮流の変化を踏まえ、まちづくりを進めていきます。

近い将来、リニア中央新幹線の開業により、首都圏へのアクセスがしやすくなります。従来からの JR 中央線・太多線、中央自動車道・東海環状自動車道は、中京圏中心都市である名古屋市、製造業が集積する愛知県三河地方への交通アクセスにも優れており、市域を超えて産業経済、文化などの様々な活動の場を広げてきました。拡充される交通網により、今後も“ひと”や“もの”の盛んな交流が見込まれています。

こうした多治見の魅力や特徴を「多治見らしさ」として再認識し、より一層高めることにより、今後の人口減少による様々な課題を克服する原動力とします。そして、市民一人ひとりが生きがい、働きがいを感じ、共に助け合い、幸せを実感できるまちとして、本市が 20 年 30 年後にも 10 万都市を持続していくよう取り組みます。

このまちで生まれ育った子どもが、多治見を誇りに思い住み続けたいと思うまち、学業などで離れても再び戻りたいと思うまち、市外の人に移住したいと思う魅力あるまちをつくります。そして、「多治見らしさ」を連綿と次世代に引き継いでいきます。

多治見らしさ①：生活利便性と自然環境が調和するまち

本市は、商業施設、医療機関、子育て支援施設、福祉施設、交通網など市民生活に必要な都市機能を一定の水準以上に備えており、快適で便利に生活することができます。一方、まちの中央部を東西に土岐川が流れ、四方は山々の緑に囲まれているなど、豊かな自然環境に恵まれています。生活利便性と自然環境が調和している良好な住環境が本市の魅力です。

多治見らしさ②：美濃焼の伝統を引き継ぐまち

地場産業としての美濃焼、その歴史とともに育まれた本市の文化は、世界に誇れる財産です。他の都市との差別化を図るためには、美濃焼の魅力を活用することが最も効果的です。セラミックバレーの一翼を担う本市から美濃焼の魅力を世界に向けて発信することにより、陶磁器産業に携わる人々や陶芸家を志す若者が憧れるまちです。

多治見らしさ③：子育てしやすいまち

本市は、保育園や幼稚園での受入体制だけでなく、子どもに関わる総合的な相談支援体制や子育て・親育ちを支える環境が充実しています。駅北親子ひろばをはじめ、各小学校区には、児童館や児童センター、たじっこクラブ（放課後児童クラブ）が設置され、子育て・子育てを支援する環境を整えています。加えて、インクルーシブ教育、30 人程度学級などの特色ある教育や青少年まちづくり市民会議などの活発な市民活動により、まちの財産である子どもの豊かな心を育てています。

多治見らしさ④：中心市街地も郊外地域も住みやすいまち

本市は、郊外の団地などへの人口流入に合わせて郊外地域の都市基盤を整備してきたことにより、人口 10 万人を超える都市に発展しました。近年は、JR 多治見駅周辺部に商業施設、文化・娯楽施設、行政機能を集約し、中心市街地を活性化させてきました。また、郊外地域と中心市街地を結ぶ交通手段が比較的充実しています。その結果、生活利便性が高い中心市街地と住環境の良い郊外地域があり、住みやすいまちになっています。

多治見らしさ⑤：交通アクセスに優れたまち

本市は、JR 中央線により約 30 分で名古屋市中心部に到着できるなど、鉄道網、高速道路網が整っているため、都市間の交通アクセスに優れ、近隣都市だけではなく、中京圏を視野に入れ

た活動ができるまちです。また、企業誘致においても、本市の優れた交通アクセスは大きな強みとなっており、大手企業の誘致に成功しています。

多治見らしさ⑥：市民活動が活発なまち

市内の各地域では、自治会、消防団、地域福祉協議会、ボランティア活動など多種多様な共助が行われ、市民の生活を豊かにし、地域への誇りと愛着を高めています。また、市民の主体的な生涯学習活動は、地域社会の活性化につながります。全国的に地域、人々のつながりが希薄化している中で、今まで築いてきた「人と人のつながり」、「人と地域のつながり」の重要性を再認識し、次世代に引き継いでいきます。

4. 第7次総合計画（後期計画）で取り組むまちづくりの基本方針

(1) まちづくりの基本方針

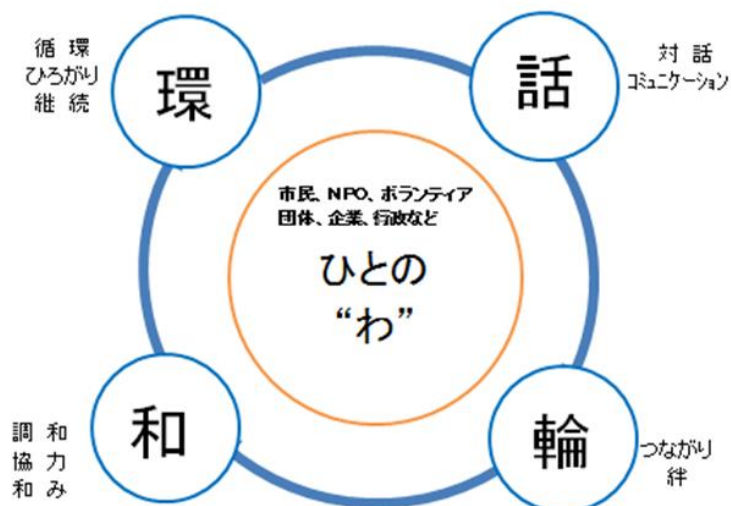
共につくる。まるごと元気！多治見

第7次総合計画（前期計画）（平成28（2016）～令和元（2019）年度）では、人口減少による様々な課題を克服する原動力として多治見らしさを高め、中心市街地と郊外団地、地場産業と新規産業など相対するもの両方を元気にする「まるごと元気」をキーワードとした視点でまちづくりを行ってきました。さらに、人口減少が進む見込みの中で、「共につくる。まるごと元気！多治見」をキーワードとし、市民、NPO、ボランティア団体、企業、行政など多様な主体が協働し、まちづくりを進めていきます。多様な主体がつながり、人と人のつながりであるひとの“わ”が幾重にも重なり合って多治見らしさを高め、まるごと元気な多治見を実現します。この場合の“わ”は、対話・コミュニケーションの「話」、つながり、絆を深める「輪」、協力し、思いやる「和」、そして、巡り継続していく「環」として、まちづくりの基本とします。

ひとの“わ”の主役は、市民（「人財」）そのものであり、「人財」が育ち、活躍することにより本市を元気にしていきます。

第7次総合計画（後期計画）では、女性の活躍と子育て・子育てを後押しする施策、移住定住施策、広域連携による観光誘客を促す施策を推進することでまちを元気にします。また、中心市街地と郊外地域が連携した「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成し、持続可能なまちづくりを推進します。地域のすべての人で支え合う気運を高め、ひとの“わ”による市民の活動が活発になるような取組を支援し、地域力の向上を促します。

「共につくる。まるごと元気！多治見」を実現するひとの“わ”のイメージ



(2) 5つの政策の柱

「共につくる。まるごと元気！多治見」の実現に向け5つの柱を掲げ、施策を展開していきます。政策ごとの主な施策は、次のとおりです。

①安心して子育て・子育てするまちづくり

将来を担う子どもたちが虐待等で命を落とすことがないように守り、育てることが大切です。子どもの笑顔がまちにあふれていることは、まちが元気な証です。子どもだけでなく、親をはじめ、子育て・子育てを応援する人など子どもに関わるおとなたちも“まるごと元気”にするまちをつくりまします。

元気なまちには、若い世代が安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境が必要です。そこで、結婚、妊娠、出産に係る支援を充実させるとともに、保育サービスやたじっこクラブ（放課後児童クラブ）の受入体制についても改善を進め、より利用しやすい環境づくりに努めます。また、駅北庁舎3階の次世代育成フロアをいかし、子ども関連部署が地域の子育て支援の場と連携し、子どもに関する総合的な情報提供、相談、支援体制を強化します。子どもの貧困問題については、地域や企業等の連携により、子どもの未来を応援する施策を展開します。

子どもが家庭、地域、学校などで多様な人間関係を築く中で、豊かな心を育み、社会と関わり生き抜く力を身に付けることができるよう充実した子育て環境を整えます。

学校教育においては、ICT（情報通信技術）を含めた教育環境を整備し、特色ある教育をさらに充実させ、学力、体力、社会性を育みます。また、（仮称）食育センターの新設により、安全安心な給食の提供及び食育の充実を図ります。

こうした取組により、多治見に愛着を持ち、まちの財産として将来活躍する「人財」を育成します。

②健康で元気に暮らせるまちづくり

まちの元気には、人の元気が必要不可欠です。まちを“まるごと元気”にするために、市民、関係団体、地区担当保健師などが連携して健康づくりをさらに推進します。地域医療の核となる市民病院の医療体制を強化します。加えて、生涯にわたってスポーツ活動に親しむことができる環境を充実させることにより、健康寿命の延伸につなげます。

今後、ますます高齢化が進んでいく中で、市民が元気で生きがいを持って暮らしていけるよう、地域社会で活躍できる仕組みづくりを推進します。また、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムを強化し、高齢者福祉の一層の充実を図ります。

障がい者（児）が、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていけるよう、早期から切れ目のない支援を行い、社会的自立に向けた生活支援及び就労支援を充実させます。誰もが暮らしやすいまちにするため、ハードとソフトの両面でのバリアフリーを推進していきます。

③にぎわいと活力のあるまちづくり

まちのにぎわいと活力は地域経済の源であり、市民生活の豊かさにつながります。地場産業支援、企業誘致、創業支援、観光誘客、農業振興など様々な取組の連携により、まち全体を“まるごと元気”にします。

陶磁器及びタイルの地場産業の魅力や競争力を高めるため、人財の育成や技術の伝承など美濃焼ブランドの構築に向けた取組の支援や、窯業原料の確保など将来にわたる地場産業の持続に向けた課題の解決を支援します。高田テクノパークへの企業誘致に取り組むとともに、これまで誘致した企業と既存企業との連携による様々な波及効果を地域経済に広げるよう促します。また、起業家への支援を行うとともに、学生に向け、市内企業の情報や魅力を発信します。

東美濃6市1町を中心とした広域連携による様々な観光資源のネットワーク化を推進し、国内外からの観光誘客を促します。また、農業振興を図るため、地産地消の取組を支援します。

JR多治見駅周辺では、多治見駅南地区市街地再開発事業を進めるとともに、多治見駅周辺の土地の高度利用を促します。また、ながせ商店街等で始まっている中心市街地活性化の取組をさらに

進め、便利でにぎわいのある魅力的な中心市街地を形成します。

女性や高齢者の活躍の観点から、女性や高齢者が意欲と能力に応じて年齢に関わりなく働き続けられる就業環境の整備や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて企業と協力して推進します。

④安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

まちを“まるごと元気”にするためには、市民の生命と財産を守る取組と、現在の良好な住環境をさらに高めていく取組が必要です。

消防・救急体制の整備及び通信指令業務の共同運用の開始に向けた準備、消防団への加入促進、ライフラインの耐震化・長寿命化、浸水対策など、安全・安心な生活を送り続けることができるまちづくりを進めます。

これまで市民と連携し、精力的に行ってきた環境施策を継続し、生活利便性と自然環境が調和したまちをつくります。また、市民の環境保全に対する理解を深めるため、環境学習を推進する「人財」を育成するとともに、市民の環境保全活動を支援します。

立地適正化計画に基づき、商業施設、福祉施設などの都市機能を各拠点に誘導します。さらに、各地域を交通ネットワークで結び、市民が利便性の高い生活を享受できる、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を推進します。

市の魅力を市外へ発信し、都市基盤が整備されている郊外地域の空き家などへの子育て世代の転入促進と、まちなか居住を促進することにより人口の減少を抑制します。

渋滞などの対策として、国、県と連携し、優先順位を付け、効果的な道路網整備を進めていきます。

⑤市民が互いに助け合い学び合うまちづくり

“まるごと元気”を実現するためには、まちづくりの主役である市民一人ひとりが、自らの能力と個性を発揮し、まちづくりに関わる必要があります。市民生活を心豊かなものとするため、市民によるまちづくりへの取組を支援していきます。

自助・共助を意識した地域住民による防災・防犯活動の強化、市民が主体となった生涯学習やボランティア活動への支援など、市民活動がさらに活性化する仕組みを共につくります。そして、その活動が将来にわたって継続するよう、次世代のまちづくりの担い手となる「人財」の育成に力を入れていきます。また、市民と行政の連携を促進するため、今まで以上に情報の共有化を図るとともに、市民参加の機会を確保します。こうした取組により、隣人、地域、行政がつながり、地域力を高める環境づくりを推進します。

5. 「次世代に引き継ぐ多治見らしさ」に取り組むことによる人口目標

平成 12（2000）年の国勢調査において 115,740 人だった本市の人口は、令和 10（2028）年には 10 万人を下回り、令和 42（2060）年には 64,462 人になると推計しています。人口が 10 万人を下回ると、都市としての利便性が低下し、人口減少を加速させる恐れがあると言われていたため、このような負の連鎖を断ち切る必要があります。国や県においても同様に人口減少が進んでいる中、国は『まち・ひと・しごと創生総合戦略』、県は『清流の国ぎふ』創生総合戦略』を策定し、人口減少対策としての取組を始めています。本市においても国や県との整合性を図りながら総合計画の中で人口減少対策の取組を進めていきます。本市は、令和 22（2040）年まで「10 万人維持」を目標とし、第 7 次総合計画（後期計画）では、計画期間末の令和 6（2024）年まで「10 万 5 千人維持」を目標とします。

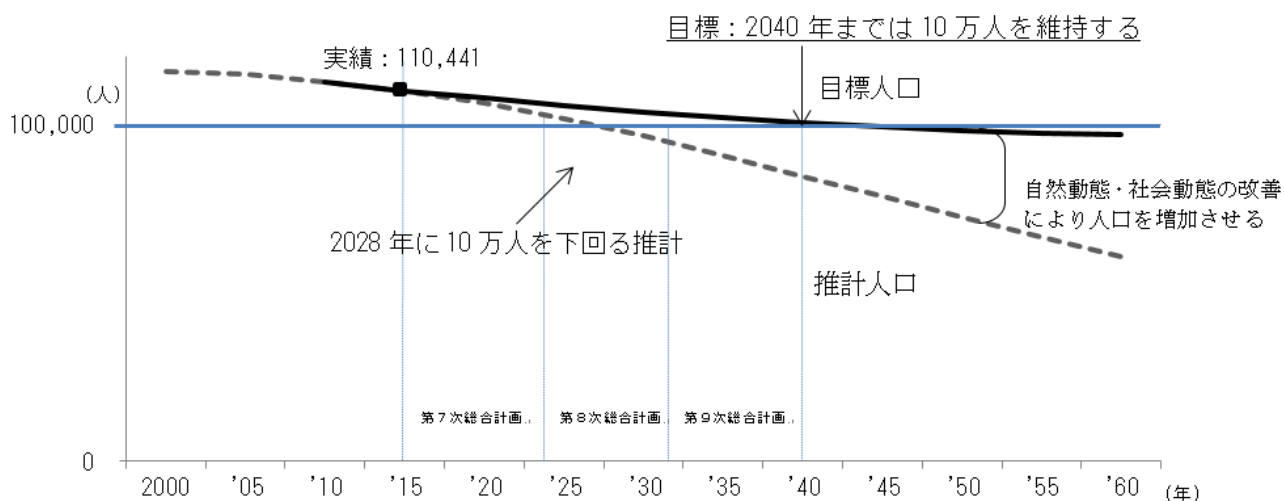
① 自然動態の目標

一人の女性が一生の間に産む子どもの数（合計特殊出生率）の目標を平成 28（2016）年現在の 1.33 人から、国の目標と同じ令和 7（2025）年に希望出生率である 1.8 人とします。自然動態を改善させるためには、出生率を向上させることが重要です。本市は、自治体としてできる施策の実行

に努め、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略による国策などを積極的に活用し、少子化対策を推進します。

② 社会動態の目標

J R 多治見駅周辺の再開発事業など、中心市街地の利便性を高め、魅力的なまちづくりを進めることにより人口流出を抑制するとともに、さらなる雇用を創出し、住居地域として整備、発展した郊外団地への子育て世代の流入を促進します。



6. 計画の体系と行政運営方針

(1) 計画の体系

総合計画は、基本構想、基本計画、実行計画で構成されます。目指すまちの将来像を定める「基本構想」を大きな目的とすると、その目的を達成するための手段（事業）が「基本計画」、その手段の具体的な進め方を明示したものが「実行計画」です。

なお、総合計画が市の政策を定める最上位の計画として、より実行性のある計画とするため、政策分野ごとの個別計画を整合させます。

(2) 計画期間

基本構想と基本計画は、その期間を8年間（平成28（2016）年度から令和5（2023）年度まで）とし、前半4年を前期計画、後半4年を後期計画とします。これらの期間は、市長の任期と連動しており、市長マニフェストを通じて、市民の政策選択が総合計画に反映される仕組みとなっています。事業の具体的な取組を示す実行計画は4年間の計画として毎年度見直します。

(3) 行財政運営

本市は、平成18（2006）年1月に土岐郡笠原町と合併し、新市建設計画に基づき平成27（2015）年度までの10年間に施設や道路の整備など都市機能の充実に取り組んできました。この事業の財源には特例措置の一つである合併特例債総額194億円を活用しましたが、平成28（2016）年度にこの特例措置はなくなりました。また、もう一つの特例措置である合併算定替による普通交付税の増額分についても、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度にかけて遞減し、令和3（2021）年度以降はなくなります。

こうした財政上の特例措置がなくなることに加え、人口減少に伴う市税収入の減少、高齢化などにより、社会保障費が増加します。さらに今後は、多治見駅南地区市街地再開発事業、小泉小学校の建替え、（仮称）食育センターの建設及び本庁舎の建替えなどの大型事業により、非常に厳しい

財政運営となることを認識し、身の丈に合った行財政運営を行う必要があります。

総合計画を着実に実行・実現するために、常にコスト意識を持ち、財源確保に努めるとともに、広域連携、公共施設の適正配置及び長寿命化、職員数の適正化、職員能力の向上など「行政の改革」により効率的、効果的な行財政運営を目指します。

(4) 進行管理

総合計画を効率的、効果的に確実に推進するため、進捗状況を定期的に点検、評価、見直しをしていくことが重要です。「計画⇒実行⇒評価⇒見直し⇒計画」のサイクルに沿って進行管理を行い、予算編成を連動させることで、計画の実行性を高めます。また、市民や有識者で構成する外部委員会により検証します。

国土利用計画（第3次多治見市計画（改訂版））要約

第1 市土の利用に関する基本構想

1. 市土利用の基本方針

- ・公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図るとともに、地域の自然的、経済的及び文化的条件に配慮する。また、市民が安心して暮らせる生活環境を確保し、市土の地域ごとの特性を活かした自立的発展を目指すとともに、本市の持つ地域特性を活かし、総合的かつ計画的な利用を行わなければならない。

2. 利用区分別の市土利用の基本方向

(1) 農用地

- ・生産性の向上に努める。
- ・有機質肥料を使用した循環型農業を始めとして、市民農園や観光農園等都市近郊型農業への転換を促進する。
- ・都市的土地利用等の他の利用区分との調整を図りつつ、保全に努める。

(2) 森林

- ・優良森林の確保を図る。
- ・必要やむなく利用転換を図る場合は、機能低下の防止に十分留意する。

(3) 原野

- ・自然生態系、景観等の維持に必要なものは適正な保全に努める。
- ・その他の原野は、自然環境の保全に配慮し、適切な利用転換に努める。

(4) 水面・河川・水路

- ・適切な管理と整備を図る。
 - ① 災害防止に努める。
 - ② 水質保全、自然環境に配慮した改修、整備を進める。
 - ③ 親水性の向上を図る。

(5) 道路

- ・交通ネットワークの整備促進
 - ① 内環状道路や東濃西部都市間連絡道路の整備促進を図る。
 - ② 交通需要管理施策（TDM）を推進する。
 - ③ 交通安全施設の整備拡充を図る。

(6) 住宅地

- ・豊かな住生活の実現を目指し、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質的向上を図る。
- ・市街地周辺においては、自然との調和に十分配慮する。
- ・市街地整備により住環境の改善を図る。

(7) 工場用地

- ・陶磁器産業に加え、新たな産業の導入に取り組む。
- ・自然環境の保全、公害の防止等について地域の特性に十分配慮し、必要な用地の確保に努める。

(8) 事務所・店舗・その他の宅地

- ・目的に応じた適正な用地の確保に努める。
- ・土地利用の高度化、都市機能の集積を図る。
- ・公共・公益施設については、既存の施設を活用しながら、必要な用地の確保を図る。

(9) その他の用地

- ・レクリエーション施設用地は、市民生活にゆとりを創出するため、災害の防止や自然環境の保全に留意し、適正な用地の確保を図る。
- ・採石、採土場については、周辺の緑化や適切な事後緑化等を促すなど、失われた緑地の回復を図る。
- ・一般廃棄物最終処分場については、適正な施設管理を徹底するとともに施設周辺の森林確保等自然環境への影響を最小限に抑えるよう努める。
- ・低未利用地は、他の利用区分への転換を積極的に図る。

3. 地域類型別の市土利用の基本方向

(1) 住宅地域

- ・住宅地域については、無秩序な宅地化を防止し、周辺の自然との調和のとれた良好な住宅地を確保するとともに、道路、公園等の都市基盤の整備に努める。

(2) 商業地域

- ・商業地域は、本市の中心地域としてのみでなく、東濃地域の経済・文化及び行政の中核的な役割を担っており、今後更に地域の都市機能の高度化・集約化を図っていく必要がある。

(3) 農業地域

- ・農業地域については、営農組織や認定農業者などの担い手による農地の集積を図るとともに、付加価値の高い農作物の栽培等により農業の魅力を高め、農地の継続的な利用を進める。

(4) 森林地域

- ・森林地域については、森林の持つ自然環境等の公益的機能を増進するために、適正な管理・育成に努める。
- ・森林は市街地周辺の景観を形成する貴重な資源であるため、その保全に留意し、市民の憩いの場や自然体験の学習の場として活用していく。

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別概要

1. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ・計画の目標年次は、2020年とし、基準年次は、2013年とする。
- ・市土の利用に関して目標年次の基本指標は、人口およそ107,800人、世帯数およそ45,600世帯と想定する。
- ・規模の目標は別表のとおりとする。

市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha・%)

区分	基準年次 (2013年)	目標年次 (2020年)	構 成 比	
			2013年	2020年
農 地	197	200	2.1	2.2
森 林	4,432	4,410	48.6	48.3
原野等	33	32	0.4	0.4
水面・河川・水路	203	205	2.2	2.2
道 路	646	665	7.1	7.3
宅 地	1,797	1,890	19.7	20.7
住宅地	1,054	1,100	11.6	12.1
工業用地	113	140	1.2	1.5
事務所・店舗 等その他の宅地	630	650	6.9	7.1
そ の 他	1,816	1,723	19.9	18.9
合 計	9,124	9,125	100.0	100.0
市 街 地	1,403	1,410	15.4	15.5

2. 地域別の概要

(1) 地域区分

本市のエリア区分は、市内の土地利用に応じて、以下に示す3区分とする。

地域名
中央部市街地エリア
東部丘陵地エリア
西部・南部丘陵地エリア

(2) 地域別の土地利用の目標

ア. 中央部市街地エリア

暮らしやすい元気なまちを維持していくため、既存ストックの有効活用に力点をおいた集約型都市構造への転換を目指す核となるエリアとして、効率的な都市機能施設の配置と、誰もが安全で快適に移動できる交通環境・生活環境の形成を図る。

①中心市街地

区域の外郭を構成する内環状道路により、中心市街地に集中する交通の分散を図るとともに、駅北地区で進める土地区画整理事業や駅南駅前地区の商業施設を中心とした市街地再開発事業の機運の高まりを契機に、まちの賑わいの再生・活性化を目指す。

また、公共空間の緑化を進めるとともに、緑化重点地区における助成事業を通じた民有地緑化を進めることで、水と緑があふれるまちなみの形成を目指す。

②周辺市街地

中心市街地に隣接する住宅地として、東側地区は東部丘陵地エリア、西側地区は西部・南部丘陵地エリアと、それぞれまちづくりイメージを共有する良好な居住環境の形成を目指す。

イ. 東部丘陵地エリア

住工混在の土地利用で狭隘道路が多く見られる地場産業地、そしてこれらの後背地に位置する住宅団地等における良好な生活環境を保全し、豊かな自然や伝統文化と新たな産業の誘致・開発が共存可能なまちづくりの展開を図る。

①地場産業振興地

丘陵部に散在的に位置する美濃焼の生産地として発展した地場産業市街地において、地域資源を活用した安全で快適な生活環境の形成を目指す。

②丘陵部開発地

地場産業振興地に隣接・近接する丘陵部の開発地において、それぞれの団地の市街地規模や熟度等に適した都市計画手法を通じて、安全で快適な生活環境の保全に努める。

ウ. 西部・南部丘陵地エリア

広域的に優れた森林機能を有する地域として、まとまりある緑の厳格な保全とともに、市街地エリアに接して広がるまとまりある農地を地域の優れた自然環境として、農業的土地利用計画との連携をふまえて保全する。

なお、丘陵地内で緑が分断されている地区においては緑の回復を、集落地(農業振興地域)においては農業振興施策の展開を原則としながらも、交通条件等が整い、周囲の環境保全への影響が少ないと思われる地区では、その特性を考慮したうえで、まちづくりに有効な土地利用への転換を検討する。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1. 公共の福祉の優先

- ・市土は公共の利害に関係する特性を有しているため、その利用については、公共の福祉を優先させるものとする。

2. 国土利用計画法等の適切な運用

- ・国土利用計画法等の適切な運用により、土地利用を市民の理解と協力のもとに推進する。

3. 地域整備施設の推進

- 土地区画整理事業等により、適正な土地利用の誘導を図り、自然環境と調和のとれた市街地の形成に努める。

4. 市土の保全と安全性の確保

- 市土の保全と安全性の確保を図るための施策（河川改修等の治水対策、治山・砂防施設の設置）を推進する。
- 地震、火災等による都市災害に対処するため、市街地において公園、広場等のオープンスペースの確保を図る。

5. 環境の保全と市土の美しさ及びゆとりの確保

- 廃棄物の適正な処理と循環型社会の構築。
- 低炭素社会の実現に向けて取り組む。
- 良好な生活環境と景観の形成に努める。
- 快適な生活環境の確保に努める。

6. 土地利用の転換の適正化

- 土地利用の転換の適正化を進めるため、計画的な調整による無秩序な転用の抑制、優良農林地の確保等を図る。

7. 土地の有効利用の促進

- 農用地については、有機質肥料を使用した付加価値の高い農作物の栽培等を実践することで農業の魅力を高め、農地の継続的な利用を進める。
- 森林については、自然環境の保全、災害防止、水源涵養等の公益機能を確保しつつ、保健保安林、里山を市民の憩いの場や体験学習の場としての活用を図る。
- 住宅地については、日常生活の利便性の向上やバリアフリー整備等により、安全・安心な住環境の確保と、市土の有効利用を促進する。
- 工業用地については自然環境、生活環境との調和や、公害防止等に十分配慮し、計画的な立地、集約化に努め、市土の有効利用を促進する。
- 事務所、店舗、その他の宅地については市街地において市街地再開発事業等による土地の高度利用に努めるほか、事業の目的に応じた適正な施設の誘導を図る。
- 雑種地等の低未利用地については、市土の有効利用の観点から周辺の土地利用との調整を図り、その活用を推進する。

8. 市土利用に関する調査の推進

- 適正な土地利用を図るため、必要に応じて市土に関する基礎的な調査、資料の収集及び解析を行うものとする。